

改正概要説明書

国名： アイルランド

法令名： 商標規則

改正情報： 2019年1月14日までの改正を含む

改正概要：

1. 手数料納付手続の変更

・ 小切手・手形・為替を手数料納付手段から除外して通貨に一本化し、納付方法の規定も簡素化した(規則 4(2) (3))。

2. 出願の方式要件の規定の新設

・ 商標出願に際して商標の種類(文字・図形・立体・位置・色彩・音響等)に応じた記載方法等の方式要件の規定を新設し、また、電子的手段による提出に関する規定も設けた(規則 12A)。

3. 優先権主張に関する規定の明確化

・ 優先権主張をする場合の提出書類として、先の出願の国内官庁による証明書のほか、長官が要求する証拠資料を追加した(規則 13)。

4. 異議申立に関する規定の新設

・ 異議申立について、長官は、証拠提出・聴聞・審理併合等、適切な方法で手続を管理する指令を発することができる旨の規定を設けた(規則 18A)。
・ 異議申立人が提出した申立の裏付証拠に対し、出願人が出願の裏付証拠を提出しなかった場合には証拠提出期間は完了して手続を進行させる旨の規定を新設した(規則 21)。
・ 異議手続において関連証拠が出揃った後に、聴聞又は意見書提出の選択をしなかった当事者は主張立証手続を終了したものとみなす旨の規定及びいずれかの選択をした場合の手続について規定を追加した(規則 25(2A) (3A))。

5. 登録商標の分割に関する規定の新設

・ 登録商標を分割する場合の手続について及び分割登録は原登録と同一出願日を有し分割された商品・サービスは原登録から除外される等、分割登録の効果についての規定を新設した(規則 28A)。

6. 更新登録の通知に関する規定の整備

・ 長官による更新登録可能である旨の通知の送付期間は、旧規定では「満了前6月以後満了前1月以前」と規定していたところ、「満了前1月以前」の終期を削除し、かつ、送付しなかった場合も長官に責任がない旨の規定を新設して整備した(規則 37)。

7. 不使用取消に対する不服申立の扱いの規定の追加

・ 商標の不使用取消に対して不服申立があった場合に、商標所有者は不服申立書の写し

を請求人に送付すべき旨の規定を追加した(規則 41 (3) (ba))。

改正内容：

・ **規則 4**

手数料納付に関して明確化された。

・ **規則 12A**

出願に関する新設規則である。

・ **規則 13**

優先権主張に関して明確化された。

・ **規則 18A**

異議申立に関する新設規則である。

・ **規則 21**

(2)は、異議申立に関する新設項である。

・ **規則 25**

聴聞に関して明確化された。

・ **規則 28A**

分割に関する新設規則である。

・ **規則 37**

登録更新の督促に関して明確化された。

・ **規則 41**

取消，無効宣言及び登録簿更正の請求手続に関して明確化された。